

平成29年度

府中市修学奨学金 奨学生募集要項

府中市修学奨学金は、経済的理由により修学が困難な方に奨学金を貸付けることで、修学を支援し、将来社会において有為な人材を育成することを目的とした制度です。
府中市修学奨学金は、申請者本人が借り受け、返還することになります。貸付けを希望される方は、申請条件や返還方法等を十分理解のうえ、申請手続きを行ってください。

1. 申請のできる方

- (1) 保護者又は本人（独立して生計を営む者）が府中市内に6か月以上住んでいること。
- (2) 学校教育法に規定する大学等（短期大学、専修学校を含む。）に在学していること。
（平成29年4月入学予定者を含みます。）
- (3) 修学意欲があり、性行が善良であること。
- (4) 他の団体等から修学資金やその他の奨学金を受けていないこと。

※上記（1）～（4）を満たす方で、「高等学校卒業程度認定試験」合格者も申請できます。

※学校教育法に規定のない学校（例：防衛大学校、株式会社等が設置している各種学校等）に在学する場合、貸付けを受けることができません。

2. 奨学金の額と貸付期間

府中市修学奨学金は無利子で貸付けます。

月額		期間
国公立	48,000円	在学する学校の最短修学年限を期間とし、月ごとに貸付けます。
私立	61,000円	

3. 申請手続き

- (1) 申請期間
平成29年2月6日（月）から3月3日（金）の間
（郵送の場合は3月3日（金）の消印分まで受け付けます。）

- (2) 申請書類

申請書類（「府中市修学奨学金貸付申請書」と「家族の状況と所得の証明」及び添付書類一式）と作文を府中市教育委員会へ提出してください。

記入については、「提出書類の記入について」（別紙）をよく読み、間違いのないようにしてください。

4. 貸付けの決定と通知

- (1) 選考及び結果の通知

審査会において申請内容を審査し、申請者全員に審査結果を通知します。

- (2) 内定後の提出書類と貸付けの決定

貸付の内定通知を受けた方は、指定された期日までに進学先の学校の在学証明書、誓約書、支払金口

座振替依頼書を提出します。書類の提出を確認した後、決定通知書を送付します。

貸付けの決定は4月28日（金）、貸付けの開始は5月25日（木）です。

5. 面談の実施

奨学生は、貸付期間中の各年度内に一度、府中市教育委員会の行う面談において修学状況等を報告することとします。

6. 貸付けの中止及び停止

(1) 貸付期間内において、貸付けを受けた人（以下「奨学生」という。）が次のいずれかに該当するときは、貸付けを中止します。

ア 修学奨学金の貸付けを辞退したとき

イ 貸付対象者としての要件に該当しなくなったとき（奨学生及び保護者が府中市外へ転出したとき等）

(2) 奨学生が休学したときは、貸付けを一時停止します。

7. 奨学金の返還

(1) 返還期間

貸付けが満了もしくは中止となった日の翌月から6か月を経過した後20年以内

(2) 返還方法

月賦、半年賦、年賦、一括のいずれかの返還方法を選択します。ただし、いつでも繰り上げて返還することができます。指定の納付書による金融機関窓口での納入により返還していただきます。（口座からの自動引落しは行っていません。）

貸付満了（もしくは中止）後、借用書と返還計画書を提出していただきます。借用書には2人の連帯保証人が必要です。連帯保証人は奨学生と連帯して債務を負担します。

(3) 返還例

種別	月の貸付額	貸付期間	貸付総額	月賦 (240回)	半年賦 (40回)	年賦 (20回)
国立大学	48,000円	48月	2,304,000円	9,600円	57,600円	115,200円
私立短大	61,000円	24月	1,464,000円	6,100円	36,600円	73,200円
私立大学	61,000円	48月	2,928,000円	12,200円	73,200円	146,400円

(4) 返還の猶予及び免除

ア 大学を卒業し、大学院等に在学している人のほか、病気、災害、負傷などやむをえない事情のあるときは、申し出により一定期間返還が猶予されます。

イ 死亡または心身に著しい障害を受けたために返還ができなくなった場合や、経済上の理由により返還が著しく困難であると認められる場合は、申し出により全額または一部の返還が免除されます。

問い合わせ先・提出先

府中市教育委員会 学校教育課

〒726-0003 府中市元町1番地5 連絡先 0847-43-7193